

2-4 外から見た渡辺研究室（公開講座、東葛、自治体関係者）



1 『異業種』の立場からのお礼と期待

坂和総合法律事務所 坂和章平

(1) 私と渡辺先生との出会い

弁護士の私が東京理科大学の教授である渡辺先生と知り合えたのは、再開発問題を契機としたもの。すなわち1984年5月の大阪駅前第2ビルの「商人デモ」以降、都市再開発問題に興味をもち、同年9月に提起した大阪阿倍野再開発訴訟によってその深み(?)に入っていく、さらに『岐路に立つ都市再開発』を出版した私が最初に知り合えた大学の先生は、都市的土地利用研究会を主催していた東大の稲本洋之助教授。渡辺先生は、その都土研の中核メンバーとして私が面識を得ることができたわけだ。

(2) 震災復興まちづくりのテーマ

『岐路に立つ都市再開発』が稲本先生の目にとまったおかげで都土研での発表に招かれた私は、以降そのメンバーにさせていただいたが、所詮大阪と東京は距離が遠く、研究会への出席はままならなかった。しかしそんな中、1997年1月17日発生した阪神・淡路大震災によって、私と都土研メンバーの先生達との距離は急速に近づいていった。稲本・渡辺両教授を中心とする日本不動産学会研究分科会「阪神・淡路大震災復興の不動産的研究」主催の第1回現地調査が実施されたのが97年5月14~15日。私は大阪からこれに参加し、実に多くのことを学ぶことができた。そして私達が8月に出版したのが『震災復興まちづくりの模索』。またこの8月から私には、芦屋中央地区のまちづくり協議会の顧問弁護士としての、長く苦しい闘いが始まることになった。

(3) 『実況中継』の出版

他方私は、99年12月に私の出身地の松山にある愛媛大学で「都市法政策」なる連続4日間の集中講義を行なった。もちろん私にとってこんな長丁場の集中講義ははじめての経験。膨大なレジメを用意し、ダンボール数箱の資料を郵送しての口八丁手八丁の集中講義だったが、ひよっとしてと考えて、助手を同行しテープ録音したのが幸いし、この4日間の集中講義をまとめた本を出版することができた。それが、日本評論社から00年7月

に出版された『実況中継まちづくりの法と政策』。この講義は私の本音をすべてぶつけたもの。したがって、複雑で難解なまちづくり法の話のみならず、その理解のために私が必要不可欠と考えている政治・経済・金融の話はもちろんのこと、学生に興味をもって聴いてもらうべく、たくさんの新聞ネタや私の趣味である映画の話(例えば『宋家の三姉妹』)から音楽の話(例えばXジャパンやあゆの話)まで、私の話は多方面に及んだ。しかし「都市法政策」の勉強という基本枠は壊すことなく、大好評のうちに4日間の集中講義を終えることができた。

(4) 石川賞への推薦とその受賞

この『実況中継』を読んだ渡辺先生から00年8月私にメールが届いた。それは思いがけないことに、この『実況中継』をひっさげて都市計画学会の石川賞に応募してはどうかというもの。しかも渡辺先生がその推薦人になってくれるというありがたいもの。私は即座にオーケーし、「ダメもと」と思いながら表彰規定に則って、翌01年に必要書類を提出した。すると何と、4月「弁護士活動を通じた都市計画分野における顕著な実践および著作活動」として、この私が石川賞を受賞することが決定した。まさに私にとって青天の霹靂!

(5) 実務著作賞もダブル受賞

さらに渡辺先生からは、日本不動産学会に「実務著作賞」があるのでそれにも応募してはどうかというお薦めがあったため、根が厚かましい私はこれにも応募。その結果これも受賞するという本当に信じられない結果となった。こんな身に余る結果となったのは、すべて渡辺先生のおかげと身にしみて感謝している。

(6) 授賞式でのあいさつ

01年5月の都市計画学会の石川賞と日本不動産学会の実務著作賞の授賞式でのあいさつで、私は受賞の喜びと感謝の気持を述べたが、それにとどまらず、国土交通省が今まさに「破綻している」都市再開発問題を隠し、その対応策を先送りすれば、大蔵省が不良債権情報を隠し、その対策を遅らせたことによって「失われた10年」を招いたのと同じ状況が生まれることを訴え、破綻する都市再開発問題の情報開示の重要性をアピールした。

(7) 渡辺研究室での「言いたい放題」!

愛媛大学での「都市法」の講義はその後続き合計3回を数えた。そして『実況中継』シリーズも、パートII(02年9月)、パートIII(04年6月)の3冊となった。そんな中、04年8月渡辺研究室から、「都市計画・まちづくり特論B」の特別講義(公開講座)で「社会派熱血弁護士のまちづくり論」を語って欲しいとの依頼を受けた。もちろん私は即座にオーケー。30数年前に司法研修所の寮があった馬橋(松戸から1つ柏寄り)の駅を通つ

て柏で降り、さらに東武野田線に乗って運河駅で下車。私にとって初めて行く土地だったが、若い院生が温かく迎えてくれた。そして私は90分間にわたって言いたい放題の熱弁をふるったうえ、その後の懇親会でも議論白熱!こんな経験はいくらお金を払ってもできるものではないのに、交通費はもちろん規定の講師料まで頂き、感謝感激!

(8) プライベートな付録まで

「公開講座には急用で出席できなくなったが・・・」というメモを見てビックリしたのは、何と私の松山での小学校時代の同級生の長谷川邦子さんが、今は結婚して野田邦子となり、柏市の市会議員として活躍し、渡辺研究室の公開講座にも参加していたということ。彼女が同志社大学に入学した後、松山から大阪への関西汽船での二等船室で一緒になり、胸をときめかしたことは今でもよく覚えている。こんなことを書いてはヤバイのかもしれないが、もちろん心のときめきだけのことであるうえ、既に「時効」が完成しているはず?ご主人も大目に見ていただきたい。渡辺研究室の公開講座のおかげでこんな形でめぐり合えた(ご対面はしていないが)ことを率直に喜びたいものだ。

(9) まだまだ、これから!

人間の縁とは不思議なもの。渡辺研究室が05年3月末で15年の歴史を閉じようとする時、大阪の一介の弁護士である私が公開講座の講師として呼ばれたうえ、こんな「15年誌」に寄稿することができることは本当に幸せなことと痛感している。渡辺研究室を閉鎖しても、渡辺先生にはまだまだ第一線で活躍しもらう必要がある。景観法の制定は04年6月で、その第3章「景観地区」は来年6月からの施行だが、それ以外の章は既に12月から施行された。そのため景観法によって委任を受けた委任条例の活躍の場が提供されたわけだが、それは別の言い方をすれば、市町村の景観に対する問題意識の程度・内容が試される時代になったということだ。学者としての見識はもちろんだが、渡辺先生独特の都市計画研究のスタイルは、常に市民と共にあるということ。それは『市民参加のまちづくり』(99年・学芸出版社)、『市民版まちづくりプラン 実践ガイド』(01年・学芸出版社)等の著書を見れば明らかだ。

景観法が(一部)施行され、市町村の定める委任条例の重要性が高まっている今、そんな渡辺先生の果たすべき役割はますます大きくなっている。したがって、まだまだ渡辺先生に引退してもらっては困るし、都市計画やまちづくりに関心をもつ市民や研究者は、今後ともなお10年間、20年間は渡辺先生の見識と人柄を日本の都市計画の発展のために活用しなければならない。渡辺研究室の閉鎖はひとつの区切りすぎないもの。渡辺先生には、今後ともなお一層私達後輩の手本となる研究を続け、刺激を与え続けてくれることを期待したい。

以上